

平成30年第6回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 平成30年6月25日(月)午後3時00分
- 2 閉 会 日 時 平成30年6月25日(月)午後3時25分
- 3 場 所 小国町役場4階 委員会会議室
- 4 出席した委員
1番 大 谷 健 人 5番 安 部 茂
2番 小 嶋 剛 6番 伊 藤 実 千 昌
3番 舟 山 秋 子 7番 横 山 信 一
4番 川 崎 吉 巳
- 5 出席した職員
事務局長 齋 藤 勉
事務局次長 渡 辺 久 光
農地調整係長 舟 山 友 樹
書 記 舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

議第 16 号 非農地証明願に対する決定について

報第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

そ の 他 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と平成 30 年度の
目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議 長 本日の出席委員は7名です。定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成30年第6回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。

議第14号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員から報告をお願いします。

2番委員 この件につきましては、譲受人の■■■■■に聞き取りしたところ、3月に■■■■■というところで、申請ありました土地の隣接したところに一部残っていた、というような話の中で、地続きということもありまして、今回新たに262平米ということで申請された内容であります。もって特段問題なく農地として使えるということで、議案書に書かれているとおり本人が耕作地拡大のため借り受けるということで、問題ないと判断します。

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。

議 長 無いようでしたら、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第14号番号1について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第14号番号1について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に議第15号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。議第15号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員から報告をお願いします。

2番委員 この件につきまして、私と井上推進委員で6月の18日に現場を見させていただきました。現場はみなさん知っているかと思えますけども、■■■■さんの家の裏ということで、■■■のちょうど前というか、路地を入れていった突き当りになります。冬季間は除雪などで雪が積まれている状況がありますけども、町の除雪で置くわけではないのですけども、現状もそういった感じでしたし、夏場の状況については、地目は田ということでもありますけども、草が生えていて、そういう状況ではありますが、譲受人の希望によって、住宅とあわせてその土地も、ということで、近くに■■■■■■■■■■がいたので話も聞かせていただいたのですけども、■■■さんという方は今宮城県にいるそうなのですけども、当人というか、■■■さんという方は私も面識は無いのですけども、そういうことで住宅も含めて求めたいということでありまして、今まで現状どおりの夏場は庭園、冬場は雪捨て場ということで使わせていただきたいというような申請だということで、現場を確認させていただいたところ、特段隣接する住宅、あるいは道路等に支障の有るという部分ではないということで、そういう風に確認させていただきました。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。
議第15号番号1について申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することに異議ありませんか。異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第15号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することにいたします。

議 長 次に議第16号「非農地証明願に対する決定について」を上程いたします。議第16号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので議第16号について、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 いま事務局から説明があったとおりののですが、■■で42年の水害以降集団移転ということで引っ越されて、現在■■■■■さんは■■■■■に住んでおられます。5月の15日だと思っておりますが、事務局の方と、さっき説明があったところへ調査に行きました。一箇所はとても現地までいけないようなところで、杉が生えているところでした。その後農地ではないということで非農地証明が出てきたわけで、今回推進委員の山口委員と井上委員にも見てもらおうということで、6月の18日に現地に3人で行って、息子さんの■■■さんがおりましたので、彼に事情を聞いて、現地調査をして3人で見てきました。現状は事務局から説明あったとおり、とても畑の状態ではないということで、これは非農地ということによろしいのではないかとということで調査してまいりましたので報告します。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第16号番号1について申請どおり非農地と決定することに異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いものと認め、議第16号番号1について、申請どおり非農地と決定することといたします。

議 長 それでは報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 次にその他「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

1番委員 2番の農業委員会の現在の体制の新制度に基づくほうですけども、40代以下というのは誰のことですか。

事務局 誤りでしたので、該当者なしと修正させていただきます。

2番委員 中立委員とはだれのことですか。

事務局 現在農業を行っていない委員である秋子さんのことです。

議長 では、この表の40代以下1名という部分は削除します。その他ございませんか。

無いようでございますので「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」はこの内容について決定することといたします。

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第6回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時25分)